一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会スポーツ指導員派遣要領

（目的）

第１条　地域へスポーツ指導者の派遣を行うことにより、障がい者スポーツ実践の場を創出し、 また障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、障がい者スポーツの理解を図り、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（派遣対象）

第２条　派遣対象とする団体等は、原則として県内に居住する県民で構成する団体で、障がい者スポーツの振興に寄与する活動及び障がい者に対するスポーツ指導とする。ただし次の事項に該当する団体等は除く。

（１） 学校体育及び部活動の指導に係るもの

（２） 団体（企業）等の正規の部活動の指導に係るもの

（３） 参加人数が４名未満の指導に係るもの

（指導者派遣依頼）

第３条　派遣申請を行う団体等は 、スポーツ指導者派遣依頼書（様式第１号）により、原則派遣を希望する20日前までに鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア（以下、「センター」という。）に提出しその承認を受けるものとする。

（指導者の派遣料）

第４条　無料とする。ただし、スポーツ用品の輸送等で経費が発生する場合は、申請をした団体等が負担するものとする。

（指導時間）

第５条　指導の時間は２時間を超えない範囲で行うものとする。ただし、協会が必要と認める場合はこの限りではない。

（派遣回数の制限）

第６条　派遣回数は、１団体年間６回までとする。

（報告書の提出）

第７条　派遣を受けた団体等は、原則その派遣が終了した日から５日以内に、スポーツ指導者派遣報告書（様式第２号）を提出しなければならない。

（傷害等の責任）

第８条　団体等は、その活動中における傷害等について、自らの責任においてこれを処理するものとし、協会はその責任を負わないものとする 。

附則

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。